

電子化した在留証明（e-証明書）の発給開始について

2025年5月22日
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- 令和7年5月27日以降に申請される「在留証明」は、電子化した証明書（e-証明書）をオンラインで受け取ることが可能になります。
- e-証明書を受け取るためには、「オンライン在留届（ORRネット）」からオンライン申請し、手数料はクレジットカードによるオンライン決済とする必要があります。

【本文】

- 1 現在、当館で発給している各種証明書は、オンライン申請又は窓口申請の何れの場合においても紙媒体の証明書を窓口で交付していますが、「在留証明」については、令和7年5月27日以降にオンラインで申請する場合は、これまでどおり紙媒体の証明書を窓口で受け取るか、電子化した証明書（e-証明書）をオンラインで受け取るか、いずれかを選択することが可能になります。

これにより、e-証明書を選択した場合は、申請者は在外公館の窓口にも一度も行くことなく証明書を受け取ることが可能となりますので、ご利用ください。

（参考）証明のオンライン申請・決済について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html

- 2 なお、e-証明書の交付を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

（1）「オンライン在留届（ORRネット）」からオンライン申請すること。

（2）手数料はクレジットカードによるオンライン決済とすること。

※本籍地を地番まで記載する場合は、「戸籍電子証明書提供用識別符号」を入力、または戸籍謄（抄）本（発行年月日は問いません）の画像をアップロードしてください。

（参考）在外公館で証明を申請する際に必要な戸籍謄（抄）本の取扱いについて

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/pagew_000001_01426.html

- 3 e-証明書の申請手順につきましては、以下のサイトに動画を掲載していますので、ご確認ください。

（参考）在外公館における電子化した証明書（e-証明書）の発給開始について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/pagew_000001_01362.html

また、オンライン在留届（ORRネット）は、以下のサイトからご確認・ご利用いただけます。

（参考）オンライン在留届（ORRネット）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

- 4 証明書の提出先によっては、e-証明書または同証明書を印刷したものが受理されず、従来の紙媒体の証明書の提出が求められることもありますので、e-証明書での交付をご希望される場合は、証明書を申請される前に、提出先にe-証明書による対応が可能かご確認いただくことをお勧めします。

以上